

〔農林漁業保険審査会 議事録〕

日時：平成15年7月31日（木）

場所：農林水産省 第2特別会議室

○曾根保険課長 定刻になりましたので、ただいまから、農林漁業保険審査会を開会させていただきたいと思っております。

私、経営局の保険課長の曾根と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、このたび任命されました本審査会委員による初めての会合でございますので、会長が決まるまでの間、暫時、私が司会を務めさせていただきます。

はじめに、本審査会の定数は20名でございますが、現在17名の委員の皆様方に御出席をいただいておりますので、農林漁業保険審査会令第3条第1項の規定によりまして、本審査会が成立していることをまず御報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、川村経営局長から御挨拶をさせていただきます。

○川村経営局長 ご紹介いただきました経営局長の川村でございます。本日は、農林水産副大臣が御挨拶をする予定でしたが、他の公務によりやむを得ず出席できませんので、私の方から農林水産大臣の挨拶を代読させていただきます。

農林漁業保険審査会が開催されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を快くお引き受けいただきますとともに、本日は御多用中のところ御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

今更申し上げるまでもなく、農林水産業・食品産業と農山漁村は、生命をめぐみ、自然環境を保全し、文化を形づくる重要な役割を果たしております。このような分野を対象とする農林水産行政の取り組むべき課題としては、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法及び水産基本法に基づき、これらの法律の基本理念の実現に向けた施策の取組を進めることが重要であり、特に、BSE問題や、食品の表示問題、無登録農薬問題等、食に関する様々な課題が顕在化している中で、消費者の視点に立った農林水産行政の再構築が急務となっております。このため、食の安全と安心の確保に向けた改革を推進するとともに、コメ政策の改革をはじめとする農業の構造改革を加速化することにより、消費者が安全と安心を得られるとともに、農山漁村で人々が誇りと希望を持つことができるよう、各般の施策の積極的な展開を図ることとしており、この一環として、今月一日付けで、消費・安全局の新設をはじめとする組織の再編を行ったところであります。

農林水産業は、自然に最も密着した形で営まれる生産活動であり、気象的・地理的な影響を受けやすい産業であります。このため、自然災害に見舞われることが多い我が国においては、新たな農林水産行政の下においても、災害対策が施策として極めて重要であり、とりわけ、自然災害等による損失を保険の仕組みによって合理的に補てんする各種の災害補償制度は、被害を受けた農林漁業者の経営の維持・安定を図るために中心的な役割を果たすものであります。委員の皆様方におかれましては、こうした重要な役割を担う農林漁業の災害補償制度の適正かつ円滑な運営について、今後とも御協力を賜りますようお願い

申し上げる次第でございます。

結びに、我が国農林水産業の一層の発展に向けた皆様方の日頃の御尽力に対し、心から敬意を表しますとともに、皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍を祈念いたしまして、あいさついたします。平成十五年七月三十一日、農林水産大臣亀井善之代読、でございます。よろしく申し上げます。

○曾根保険課長 それでは、引き続きまして、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。川口水産庁次長の右隣の方から、順次ご紹介をさせていただきます。

はじめに、日本農業研究所研究員の岸康彦委員でございます。

岐阜県獣医師会会長の近藤信雄委員でございます。

全国農業改良普及協会副会長の西村璋三委員でございます。

慶應義塾大学名誉教授の前川寛委員でございます。

全国森林組合連合会常務理事の岩川尚美委員でございます。

日本林業経営者協会理事の合原眞知子委員でございます。

日本損害保険協会常務理事の竹中賢太郎委員でございます。

農林漁業金融公庫理事の水上市明彦委員でございます。

東京大学大学院農学生命科学研究科教授の箕輪光博委員でございます。

元福井県漁船保険組合専務理事の冨田武司委員でございます。

千葉経済大学経済学部教授の中曾根玲子委員でございます。

弁護士の成田健治委員でございます。

元漁船保険中央会常務理事の横山信一委員でございます。

鹿児島県漁協女性部連合会会長の宇都鈴江委員でございます。

北海道大学大学院水産科学研究科教授の廣吉勝治委員でございます。

全国漁業協同組合連合会常務理事の宮原邦之委員でございます。

最後に、明海大学経済学部教授の山下東子委員でございます。

なお、本日欠席されております委員といたしまして、京都大学大学院農学研究科教授の新山陽子委員、兵庫県漁協婦人部連合会会長の森武美委員、東京水産大学資源管理学科助教授の馬場治委員、このお三方が本日は御欠席でございます。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思えます。お手元の会議資料の中に、配布資料一覧というペーパーがございますが、そこに7種類の資料を用意させている旨、記載してございますが、万一、不足する資料がございましたら、すぐご用意させていただきます。

よろしゅうございましょうか。

それでは、議事の方に入らせていただきたいと思います。はじめに農林漁業保険審査会令第2条第1項の規定に基づきまして、本審査会の会長を皆様方の互選によりお決めいただくことになっております。大変恐縮でございますが、どなたか御推薦をしていただければ幸いです。いかがでございますでしょうか。

○委員 新米の私が御推薦というのも変でございますが、御提案させていただきたいと思えます。この問題について、非常に幅広い御見識をお持ちで、かつ、また、これまでの会長もお務めいただいている前川委員に、引き続き会長をお願いするのが妥当ではないかというふうに思いますが、ご賛同いただければ幸いです。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○曾根保険課長 よろしゅうございますか。それでは、互選の結果ということで御報告させていただきます。前川委員が会長に選任されました。それでは前川会長、恐縮でございますが会長席の方にお移りいただけますでしょうか。

それでは、はじめに会長の方から御挨拶と、それから今後の御進行につきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○前川会長 恐れ入ります。このたび、農林漁業保険審査会会長に選任されました前川でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本審査会は、農林漁業に係る災害補償等制度における再保険に関する事項等についてなされた申立てについての審査を行うことを所掌事務としております。

本日は、このたび任命されました本審査会委員による最初の会議でありますので、農林漁業保険審査会令第4条第2項及び第3項に基づきまして、各部会に所属していただく委員の指名及び部会長の互選を行いたいと存じております。

最後に本審査会に与えられました任務が適切、円滑に処理されますよう、委員各位の御協力をお願い申し上げます、簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、ただいまから私の方で議事を進行させていただきたいと思ひます。はじめに本審査会につきまして、一点ばかりお諮りしたいと存じます。それは、農林漁業保険審査会運営規程第4条に基づき、本審査会の会議自体は非公開にしたいと思ひますが、本日、お配りいたしました資料及び議事の概要につきましては、事務局の責任において農林水産省のホームページにおいて公表することとしたいと考えております。また、極力情報を公開していくという視点から、この会議の議事録についても、発言者の名前を伏して同様に公表することとしたいと思ひております。そのようなふうを考えておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○前川会長 ありがとうございます。それでは、議事次第にしたがいまして進めさせていただきますと存じます。

農林漁業保険審査会には、農林漁業保険審査会運営規程第5条第1項の規定に基づきまして、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会を置き、所掌事務を分掌することといたしておりますので、農林漁業保険審査会令第4条第2項に基づきまして、これより私の方から各部会に所属していただく委員の御指名をさせていただきたいと思ひます。

まず、農業共済再保険部会でございますが、岸康彦委員、近藤信雄委員、今日御欠席ですが、新山陽子委員、西村璋三委員、それから、私、前川でございます。

続きまして、森林保険部会ですが、岩川尚美委員、合原眞知子委員、竹中賢太郎委員、水上明彦委員、箕輪光博委員でございます。

次に、漁船再保険部会ですが、富田武司委員、中曾根玲子委員、成田健治委員、森武美委員、横山信一委員でございます。

最後に、漁業共済保険部会ですが、宇都鈴江委員、馬場治委員、廣吉勝治委員、宮原邦之委員、山下東子委員でございます。

○曾根保険課長 それでは、ただいま指名させていただきました内容につきまして、名簿を事務局の方から配付させていただきます。

【事務局より農林漁業保険審査会部会所属委員名簿を配付】

○前川会長 それでは引き続きまして、今、名簿をお配りいただきましたが、農林漁業保険審査会令第4条第3項の規定に基づきまして、部会ごとに部会の議事を取りまとめいただく部会長の互選をしていただきたいと思います。各部会ごとに、農業共済再保険部会については近藤委員、森林保険部会については竹中委員、漁船再保険部会については成田委員、漁業共済保険部会については宮原委員のところにお集まりいただきまして、御相談いただきたいと思います。決まりましたところで事務局でお聞きすることにいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【各部会にて相談】

○前川会長 よろしいでしょうか。それでは、各部会長が選出されましたので、事務局から御報告をお願いします。

○曾根保険課長 それでは、各部会の互選結果の連絡をいただきましたので、事務局の方から御報告をさせていただきます。

農業共済再保険部会につきましては前川委員、それから森林保険部会の部会長としては箕輪委員、漁船再保険部会の部会長といたしまして成田委員、漁業共済保険部会の部会長として廣吉委員。以上の方々が各部会長として選任されましたことを御報告申し上げます。

○前川会長 ありがとうございます。ただいま事務局から御報告いただきましたとおり、部会長が決定されましたので、よろしく願いいたします。

それでは議題の最後に、その他ということですが、特に何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

ございませんようでしたら、本日の議事につきましては、以上をもちまして、すべて終了したこととなりますが、委員の皆様には、お集まり頂いたせっかくの機会でもございますので、ここで各制度の概要につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

【資料に基づき、曾根保険課長、篠田森林保全課長、重漁業保険課長が順次説明】

○曾根保険課長 以上で、この審査会関係の制度は一応全部説明させていただきましたが、通しまして何か御質問等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○委員 8ページの森林国営保険のところだけ、一番左の方に「異議申立」というのが書いてありますが、農業共済や漁業共済はどうなっているのでしょうか。

○曾根保険課長 当然ながら他もございます。

○委員 漁業や林業では加入率が低下しているということでしたが、農業の方はどうですか。290万戸というのは、加入率にすると何パーセントぐらいなんですか。

○曾根保険課長 290万戸というのは、これは全体の延べ加入戸数でございます。水稲と家畜と両方入っているケースもございます。事業別にみますと、農作物共済の水稲・陸稲・麦につきましては、法律上、当然加入という形になっておりまして、販売農家以外の農家は全員入ることになっておりますので、高い加入率になっております。また、資産価値の高い牛などは、共済に入っておくメリットが非常にありますので、同様に加入率が高いですけれども、それ以外のものにつきましては、農家の経営判断によりまして、加入率がかなりばらついている状況でございます。ただ、保険ですので、やはり母集団をできるだけ多くするというのが、非常に大事なことでございますので、加入の促進に努めているというのが現状でございます。

他は、よろしゅうございますでしょうか。

○前川会長 ただいま事務局の方から、農林漁業保険制度全般について解説をしていただきまして、いくつかの質問を頂戴いたしましたが、特になければ、これをもちまして、本日の審査会として予定しておりました議事が全て終了いたしましたので、これで閉会とさせていただきたいと思っております。どうも御協力ありがとうございました。

以上